

掛川市上下水道事業管理告示第19号

掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

掛川市長 久保田 崇

受益者負担金を賦課しようとする区域

1 掛川処理区

掛川の一部、高御所の一部、下俣の一部、城西二丁目の一部、長谷の一部、御所原の一部及び二瀬川の一部

2 大東処理区

大坂の一部、浜野新田の一部、海戸の一部、国安の一部及び千浜の一部（公共マスを設置した区域に限る。）

3 大須賀処理区

大渕の一部、西大渕の一部、沖之須の一部、横須賀の一部及び洋望台の一部（公共マスを設置した区域に限る。）